

こんにちは、知るぽると山口通信です。いよいよ本格的な冬がやってまいりました。  
そんな時期だからこそ、寒さに負けず！生活設計や金融経済情報など御一緒に学んでみませんか？

## イベント報告



### 公民館等との連名主催（共催）事業 講座・講習会

今年度前半に引き続き、県内の公民館等に御協力いただき、金融広報アドバイザーを講師として、金融・経済、生活設計等に関する講座を開催しました。たくさんの御参加、ありがとうございました。

開催地、開催日は以下のとおりです。開催日赤字は子ども向け講座

【岩国市】 北河内分館（11月20日）      【周南市】 菊川公民館（11月7日）  
【柳井市】 余田公民館（12月2日）      須々万公民館（12月3日）



## 行事予定

### 金融消費者教育セミナーを開催します！



日 時：平成25年2月8日（金）10時30分から15時まで  
会 場：セントコア山口2階サファイア（山口市湯田温泉）  
講 師：横浜国立大学教育人間科学部教授（同大学同学部附属鎌倉中学校校長） 西村 隆男 氏  
全国消費生活相談員協会・山口県消費生活センター消費生活専門相談員 松下 和子 氏  
発 表 校：柳井市立柳東小学校、山口市立阿東東中学校  
内 容：【午前】\*講師 松下和子 氏による講義  
\*平成24年度金融・金銭教育研究校による研究発表と協議  
【午後】\*講師 西村隆男 氏による講演  
対 象：県内小・中・高等・総合支援学校教員及び県・市町教育委員会関係者等  
（一般で聴講御希望の場合は、事前に当委員会まで御連絡ください。）



# 消費者教育推進法について

平成24年12月13日に「消費者教育推進法」が施行されました。(以下概要抜粋)

## 【目的】

この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。



## 【基本理念】

- 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行わなければならない。
- 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならない。
- 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。
- 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行わなければならない。
- 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行わなければならない。(以下省略)

「新学習指導要領」(小:H23年度～、中:H24年度～、高:H25年度入学生～)においても、消費者教育推進法の施行に先立ち、特に家庭科分野における消費者教育の充実化が明記されました。それに伴い、今年度は(6月)教育現場における金融・金銭教育、消費者教育の参考となるよう、教員のためのセミナー(主に小・中家庭科教員対象)を開催しました。

また、前述のとおり2月にも、教員を対象としたセミナーを開催する予定です。

山口県金融広報委員会としましても、山口県、山口県教育委員会をはじめ、諸団体等との連携をより一層強化するとともに、教育現場へのアプローチとあわせて、地域に根ざした金融広報活動を行うべく、幅広い年齢層・ニーズに対応した活動を展開して参りたいと思います。



私たちが日常耳にする『ことわざ』。

意外とお金に関する『ことわざ』もたくさんあるんですね！！

そんな中から、今回は編集者の独断で・・・

お金に関する『ことわざ』を（編集者のつづやき☆とともに）集めてみました。

ここでちょっと  
ブレイク



◇金に糸目をつけない（かねにいとめをつけない）

意味：金銭を惜しげなく使うこと。（広辞苑より）

☆使える「もと」が・・・・・・・・・・ない。



◇出雲の神より 恵比寿の紙（いずものかみより えびすのかみ）

意味：男女の仲も、しょせん愛情よりも金しだいということ。

「出雲の神」は縁結びの神。

「恵比寿の紙」は裏面に恵比寿の顔が描かれた明治時代の紙幣のこと。



☆そんな・・・せつしょうな。。。と思いますが、現実問題・・・??

◇早起きは 三文の徳（はやおきは さんもんのとく）

意味：早起きすれば何かよいことがあるということ。（広辞苑より）

☆わかってはいるんです！でも、なかなか布団から抜け出せないこの季節。。。



◇時は金なり（ときはかねなり）

意味：時間は金銭と同じく大切なものだから、

無駄に使ってはいけないということ。（広辞苑より）

☆ここ数年、ひしひしと感じるようになりました。あのとき、ああ過ごせばよかった。

・・・とか、あのとき、もっときちんと勉強しておけばよかった・・・とか（笑）



◇金は湧き物（かねはわきもの）

意味：金銭は思いがけなく手に入るものである。（広辞苑より）

☆とはいっても、「思いがけなく」という機会もそうそうないわけで・・・。



◇金は天下の 回りもの（かねはてんかの まわりもの）

意味：金銭は一人の所にとどまってははいない。貧富は固定したものではない。

（広辞苑より）

英語では：Money will come and go.（金は来ては去ってしまう）

☆そうなんです。なぜかすぐに去ってしまうんです。でもなかなかやってこない？



◇ことわざではありませんが・・・

ちなみに金融広報委員会の愛称「知るぽると」の「ぽると」は・・・

フランス語で「入口」、イタリア語で「港」を意味します。

知るぽると



## 平成24年度金融広報アドバイザー派遣依頼期限について

平成24年度の金融広報アドバイザー派遣依頼については、以下の期日までに御依頼ください。  
期日を過ぎての御依頼は一切受付できませんので、御了承ください。

平成24年度（平成25年3月31日まで）金融広報アドバイザー派遣依頼受付締め切り日  
**平成25年2月15日（金）事務局必着分**  
（締切直前に送付いただく場合は、事務局まで必ず御連絡ください。）

なお、平成25年度の派遣依頼については、随時受け付けております。

## 金融広報委員会発行の刊行物について

金融広報委員会では、以下のような刊行物を発行しております。

また、くらし塾きんゆう塾（季刊誌年4回発行）は、暮らしに身近な金融に関する情報がぎゅっと詰まった一冊で、読者の方からも御好評をいただいております。無料でお送りすることもできますので、事務局まで御連絡ください。なお、部数に限りがありますので、在庫切れの場合は御了承ください。



詳しくは、ホームページ

[山口県金融広報委員会](#)

もしくは

[知るぽると](#)

[検索](#)



## 編集後記

こんにちは。寒さがしみるこの季節。鍋がおいしいこの季節。（←いつも食べ物のことばかりの編集後記）  
みなさんはいかがお過ごしでしょうか？

今回は、久しぶりに「ことわざ」を勉強させていただき、ついでに、今流行のツイッターやフェイスブック風に？私のつぶやきも併記しました。半分自虐的ですが・・・（汗）改めて自分の中で「お金」というものを考えさせられました。自分のつぶやきを反面教師に・・・私も頑張ります☆

発行元

山口県金融広報委員会事務局

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県県民生活課内 (Tel. 083-933-2608)

ホームページ：<http://www3.boj.or.jp/shimonoseki/save.htm>

# 知るぽると

山口

